

No.	意見の要旨	市の考え・対応案
1	<p>やむを得ない事情は理解するが、今後の長期的な運用計画にあたり、以下の点を教えてほしい。</p> <p>①更新前後の車両の年式は ②使用者と所有者は違うのか ③車両は市が購入するのか</p>	<p>①現行の2台は、平成17年および22年式のものであり、いずれも平成30年式の車両に更新するものです。</p> <p>②使用者と所有者は同一であるため、運行事業者となります。</p> <p>③車両は、運行事業者が購入しております。本市では、運行事業者に対し、運行に係る経常費用（人件費、燃料費、車両購入費等）と経常収益（旅客運賃等）との差額（赤字）を負担金として交付しております。</p>
2	<p>移動円滑化基準の適用除外認定を前提とした議案となっており、検討された内容が読み取れない。</p> <p>道路が狭いため、現在と同程度の車両に更新するという趣旨は理解するが、近年では同程度の車両でも車椅子に対応したものが存在している。</p> <p>コストがかさむという理由での提案だと思うが、車両の更新期は最大の好機である。</p> <p>高齢化は、全ての人間の将来像であり、視覚障がい、聴覚障がい、歩行障がい等が身近に起こる。</p> <p>協議書の「6 その他」に記載された国土交通省の指針は、重要と考えているが、下線部の記載を見ると、障がい者は1人で行動するなどと読めしてしまう。</p>	<p>今回の移動円滑化基準の適用除外認定については、狭い道路がある中においても、これまでの利用実績に基づく輸送力を確保するといった観点から、現在と同程度の車両に更新するため、申請するものです。</p> <p>ご指摘のとおり、車椅子に対応した車両もありますが、車椅子スペースや通路幅の確保等のため、座席数が少なくなっております。</p> <p>当該路線については、距離が長く、利用者の約8割が高齢者や障がい者のかたであるため、着座による安全確保が重要であると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、今回は、現在と同程度の車両への更新を提案するものであり、車椅子使用者のかたにご不便をおかけする形となりますが、可能な限りの対応に努めるとともに、全てのかたが安心して利用できる運行サービスを提供できるよう、引き続き検討を進めてまいります。</p>